

長林寺の由緒と伝説——十八世紀から二十世紀へ・寺院の「自画像」——

鶴見大学非常勤講師 関口 博巨

I はじめに

栃木県足利市山川の長林寺にはいくつもの伝説がありますが、今回は戦国大名の上杉氏にまつわる伝説を取り上げたいと思います。長林寺に伝わる上杉伝説の内容は、配布資料の史料1と史料2によつてだいたいのことを知ることができます（本稿では、紙幅の都合上、当日の配付資料の掲載を見合わせた。石井進監修『下野山川長林寺乃研究』の「史料編」を参照されたい）。これらはいずれも長林寺の墓地にある碑文です。碑文の内容を簡単に紹介しますと、

天正年間、上杉謙信の家臣・川田（河田）長親・石川主水・安藤帶刀らが、謙信の命令で下野国足利郡山川村に派遣されて、中興禪師源室永高（七世）を助け、長林寺再興に尽力した。彼らは郷士となり山川村に派遣され、今も長林寺の檀家中に子孫がいる。また、中興禪師永高が上杉謙信の嫡男の景虎である。

ということが書いてあるのです。栃木県南端の足利に越後の上杉氏にまつわる伝説があることに少々驚きを感じますが、史料1には「長林寺蔵縁起二拠ル」と記載されていますから、上杉伝説が口承だけでなく、縁起つまり由

緒書でも伝えられていることがわかります。

由緒書は、系図・系譜・偽文書などとともに「系譜伝承資料」とくることができる資料です。ただし、これまで歴史学者の多くは、系譜伝承資料を胡散臭いものと考えて利用してきませんでした。由緒書や系図・系譜は、お寺であれ家であれ、歴史上の出来事を後世になつて編纂していく、どうしても自己を立派に見せようとする意図をもつてているからです。

しかし一九七〇年代以降、網野善彦氏による中世の非農業民の由緒や偽文書の研究が、歴史学界における系譜伝承資料の見方を一変しました。系譜伝承資料は、いつどのような動機で作成されたのか、どのように活用されたのかなど、その成立背景や社会的機能を明確にすることで、歴史上の組織や集団、人物の心性など、これまで明らかにできなかつた歴史の一面に迫ることができるようになつたのです。網野氏は、系譜伝承資料の研究が文献をあつかう歴史学と伝承をあつかう民俗学の架け橋になりうると指摘しました。このような研究をうけて、八〇年代後半以降になると、江戸時代の村落研究の分野でも、百姓の家や村の由緒書の研究が大いに進展しました。私もこれららの研究成果から多くのことを学ばせていただいて、はじめて今日のお話ができるというわけです。

とは申しましても、いまだ地域の中小寺院の由緒書研究はほとんどありません。そこで今回は、「十八世紀から二十世紀へ・寺院の『自画像』」という副題をかかげて、長林寺の由緒と伝説を取り上げることにしたのです。いま分かっているかぎりでは、長林寺には十八世紀から二十世紀にかけての由緒書が七点あります。それぞれに時代背景があるので、それを追跡することで、人々の考え方や思いの歴史を知ることができます。これが第一の課題です。課題の二つめは、歴史学・民俗学双方が資料にしうる由緒書の成立過程をさぐることで、どのようにして栃木県南端の土地に上杉伝説が残されたのか、文献と口承の関係性から考えてみます。

II 由緒書の概要と成立の背景

まずは長林寺に残る七点の由緒書の概要を紹介するとともに、それぞれが成立した時代背景を確認しておこうと思います。

a 延享三年（一七四六）「差上申一札之事」（延享三年由緒書）

延享三年由緒書は、十九世嵩山歩嶽こうざんほがくが作成して寺社奉行所役人中に提出したもの。この頃、寺社奉行は「延享度寺院本末牒」作成のための調査を実施していました。歩嶽由緒書の粗筋は以下のようになります。

山川村長林寺は永正年中に開闢した東林寺の嫡流。七世永高が住持だった天正年中、戦乱を逃れて現在地に再興。長林寺には、開山天助高順以来、歴世の位牌を安置。ほかにも永高開山寺院はあるが、長林寺こそ東林寺そのもの。それでも、「長林寺起立之儀」は、永高が徳川家康から朱印状を賜り、寺号を改めていただいた天正年中で間違いない。

b 年未詳由緒書（明治初頭、源室永高伝記）

作成年代は特定できませんが、二十六世覚玄歩諱かくげんほじゅの筆跡です。明治維新の廃仏的風潮のなか、寺領「御改正」の政策が浮上しはじめた時期の成立と考えられます。粗筋を紹介します。

長林寺（東林寺）の中興開山永高は上杉謙信の嫡子。名は上杉景虎。彼は弟景勝との確執を避け、弱冠十一才で越後国春日山城を去った。天文二十三年（一五五四）、父謙信の伯父にあたる常陸国小塙郷の岡見弾正大弼を頼り、菩提寺の東林寺に弟子入り。ところが戦国乱世ゆえ岡見家は滅亡、東林寺も罹災。天正十二年（一五八四）、永高は歴世の位牌と足利將軍家からの御墨付などの文書・什物類を笈に背負い順国の旅へ。翌年、山

川村に東林寺を再建すべく、春日山城の父を訪ねる。謙信はすぐさま再建資金を用意し、重臣川田（河田）長親らを建立奉行として山川村に派遣する。川田は再建後も東林寺の守護奉行を命じられる。天正十九年（一五九一）には徳川家康から朱印状を発給されるが、祐筆が宛所を間違え「長林寺」と書く。公儀にクレームはつけられず、寺号を改めた。

現在の上杉伝説にかなり近い内容になっています。以下に紹介する c d e の背景となる物語といえるでしょう。

c 明治元年（一八六八）「差上申由緒書之事」（明治元年由緒書）

d 明治二年（一八六九）四月「由緒書上」（明治二年四月由緒書）

これも b と同様、御一新の廢仏的風潮、寺領「御改正」期に覚玄歩諱が認めたものです。c には宛所がありましたが、d には徳川家御調所と書かれています。徳川家御調所がどのような組織なのか不明です。ただ、c の冒頭には「今般王政御一新ニ付、領地高御改正被仰出、拙寺由緒左ニ奉申上候」、末尾には伽藍諸堂は「自家家作」、「徳川家より献備之品一切無御座候」との記載がみえ、d の冒頭には伽藍絵図、朱印高・除地坪数・年貢地高が書き上げられていますから、いずれも寺領維持を意識していることは疑いありません。両者とも粗筋はほぼ同様です。

明応八年（一四九九）、小茎郷に金剛山東林寺創立。開基・岡見左近將監、開山・天助高順和尚。五世大雲梵虎和尚代、足利義輝公御墨附頂戴。永禄年中（一五五八—七〇）からは七世源室永高和尚の代。足利義昭公御制札、永禄七年川田豊前守制札、同年雅楽助成繁添書、同四年岡見家墨附、上杉謙信輝虎自筆、柿崎和泉守返状を頂戴。

元亀元年（一五七〇）、岡見家滅亡。義輝公御墨附焼失。永高和尚は残った書類等を笈に背負い、小茎郷を立ち退く。下野国足利郡山川村まで順国。心通院が「寺地相應之場所」だったので笈をおろす。翌年、上杉謙信

輝虎公が東林寺を再建。

天正十九年（一五九一）、徳川家康公より長林寺宛に二十石寄進の朱印状を頂戴。足利義昭公制札はお取り上げ、改めて徳川家の御制札と表下馬札を給わる。十八世活翁禪龍代の宝曆三年（一七五三）、火事で諸堂は残らず焼失、御制札と表下馬札など多くの書物・什物を失う。川田豊前守制札、雅楽助成繁添書、上杉輝虎自筆、岡見弾正忠墨附、柿崎和泉守返状だけ残る。

なお寺号は、徳川家から御朱印を頂戴した後に東林寺から長林寺に改めた。

この筋書きは現在の寺伝につながります。足利将軍家との結びつき、戦国乱世における岡見家の滅亡と永高の順国、上杉謙信による山川村での東林寺再建というモチーフは、bとも共通していますが、歴史事象の年代設定に違いがあること、永高＝景虎となつていないことなどの違いがあります。

e 明治二年（一八六九）十一月「乍恐以書付奉歎願候」（明治二年十一月由緒書）

eもまたcdと同じ時期に歩諱が書いてものなので、基本的な筋立てはcdと変わりません。しかし、歎願書というかたちで由緒を主張しているだけに、文章にはより切迫した印象があります。またcdには見られなかつた次のような書き増しもあります。

- ①公開を前提とした歎願書だが、永高と上杉謙信を「血縁」とした。東林寺は足利将軍家から帰依をうけ寺領二十貫を寄進させていた。これまで河田長親を「川田豊前守」としてきたが「河田豊前守」に改めている。
- ②謙信は「血縁之睦合」から永高に憐憫を感じ、足利将軍家以来の由緒ある寺院であることを思慮して再建資金も寺領も提供したという。年末詳由緒書に近い内容。

- ③寺領を喪失することは、開山以来の「法脈之不孝」「法血之至り」。歩諱は不安にかられ「日々心痛、休期な

く、飲食通わず、起臥不安」。住職だけでなく檀中惣代一同で長林寺の「連綿之由緒」を御仁察いただきたいと懇願。

③からうかがえるように、住職だけでなく、檀中惣代一同も心配し、連帶して長林寺の「連綿之由緒」を御仁察いただきたいと懇願しています。b～eに共通する長林寺の「連綿之由緒」は、住職一人で見出したものではありません。地域との関係で存在しているということです

f 明治十九年（一八八六）「寺籍財産明細帳」の「開創」（明治十九年由緒書）

この「開創」は、すでに全国の寺領が收公され、廢仏的な風潮も消えた時期に二十七世洞玄歩麟とうげんほりんと檀家総代三名によって作成され、曹洞宗宗務局と栃木県曹洞宗務支局へ提出されています。明治十七年（一八八四）、政府は教導職を廃止して、宗派ごとの宗制編成を通達していますが、「寺籍財産明細帳」はその通達を受けた曹洞宗が全国の寺院に提出を求めました。ちなみに、明治二十一年、多くの問題をはらみながら「信仰ノ自由」（第二十一条）をうたつた帝国憲法が発布される、そういう時期です。

基本的な筋立てはeと同じですが、重要な変更と書き増しがあります。

〈年代設定の変更〉 東林寺創立は嘉吉三年（一四四二）「c d eは明応八年（一四九九）」。上杉謙信による山川村東林寺再興は天正元年（一五七三）「c d eは元亀二年（一五七二）ないし元年（一五七〇）」。

〈火災記事の増加〉 元亀元年（小茎で兵火にかかる）、宝暦三年（一七五三）、享和元年（一八〇一）、文政十一年（一八二八）。『中古以来數度焼失ニ付、古書・宝物予メ焼失ス』。火災記事が多いのは財産明細帳の特徴か。

〈特賜禪師号〉 開山天助高順わよべとくしょんじょう、「勅特賜長雲明徳禪師」。中興開山源室永高ちよくとくしんじゅうよう、「勅特賜心宗正統禪師」

〈末尾〉 「王政御一新ノ改革ニ当テ徳川家康公及ビ代々ノ將軍ヨリ頂戴スル御朱印元日光県江返上ス」。

延享三年由緒書では徳川將軍家以外の権威との結びつきに触れていませんでした。ところが、この「開創」では、長林寺由緒中のキーパーソンふたりを特賜禪師号勅許として天皇権威に結びつけています。長林寺にも間違いなく新しい時代が到来したのです。

g 「当寺草創古記録抜粹」（一九七〇年頃、戦後由緒書）

これは三十一世宗嶽昭文（前住）の手になるものです。昭文は、復員から高度経済成長期にかけて、戦争で荒れ果てた長林寺を復興し、檀家や地域の人々との交流・協力関係を再構築した人です。昭和四十六年（一九七一）には開山・中興大遠忌、江湖会（大和尚五十歳）を奉修し、昭和五十六年（一九八一）には格地昇等をはたしています。彼は没後「再中興」と謚号されています。

gは、主にb～eの記載を取り捨選択しながら八世雲樵祖養までの来歴をまとめたものではありますが、ここでもやはり変更や書き増しがあります。

〈年代設定の変更〉 東林寺創立はc d eの明応八年（一四九九）説〔fの嘉吉説とらず〕。永高弟子入りは弘治元年（天文二十四年一五五五）、住持就任は永禄十年（一五六七）、岡見家敗北と山川移動・謙信による再建は翌十一年（一五七四）。↓年代設定は由緒書によつて異なるため独自のものになつた。

〈守護奉行の増加〉 謙信派遣の守護奉行は「河田豊前守、石川主人、安藤帶刀ら」と増加。「川田豊前守」とも書き「もと河田」と注記しているのは目新しい。

〈特賜禪師号〉 fを引き継ぐ。

やはり永高の記事が一番多いのですが、歴世の紀伝体風叙述形式をとつたことで、永高の存在がやや相対化されています。一九七〇年前後には、昭文と檀家中の連帶で長林寺はみごとに復興しています。大和尚となつた昭文が

改めて長林寺と檀家の歴史を振り返るゆとりを持ち始めたころ、「当寺草創古記録抜粹」は書かれたものと思われます。

III 変貌する由緒

同じお寺の由緒書といつても、書かれた時期によって記載内容が変わっていくことは、十分ご理解いただけたと思います。次は長林寺由緒書の重要な変更箇所を検討して、変貌の理由を探っていきます。

(1) 創建年代ならびに天正十九年朱印状

長林寺もしくは東林寺の創建年代については、三つの説があります。

- イ・永正年間（一五〇四一二）創建説：a 延享三年（一七四六）由緒書
- ロ・明応八年（一四九九）創建説：c d e 明治元（一八六八）由緒書、g 戦後由緒書
- ハ・嘉吉三年（一四四三）創建説：f 明治十九年（一八八六）由緒書

以下、それぞれの根拠を検討してみましょう。

永正年間説と明応八年説の根拠

イ・ロの根拠は、ともに開山天助の報恩院輪住（永正三年＝一五〇六）、最乗寺輪住（永正九年＝一五一二）です。根拠を同じくしながら説がふたつに分かれた理由は、各由緒書作成者がおかれていた状況によります。

まず歩嶽ですが、彼が作成した延享三年由緒書（a）は幕府寺社奉行に提出した由緒書でした。この時代は東照神君が至上の権威で、家康以前の事柄は強調しがたい風潮がありました。しかも、この延享年間は、寺社奉行がちょうど寺院本末調査をしていましたので、歩嶽としては長林寺こそ東林寺の嫡流であることを主張したかつたと

いえるでしょう。

つまり開基の岡見氏以外の政治権力との関係には触れず、天正十九年（一五九一）に中興開山永高が朱印状を頂戴したのだから、「長林寺起立」は天正年間（一五七三—九二）に間違いないといなながら、長林寺には東林寺開山以来の歴世の位牌を安置する伝統があると強調する。自らの「伝統」の否定と肯定、それが歩嶽由緒書の悩ましいところです。

一方、明治元（二）年由緒書（b）の作成者・歩諱がおかれた状況は、次の略年表をみれば一目瞭然です。

○慶応三年（一八六七）10／14徳川慶喜、大政奉還上表 10／15大政奉還勅許 12／9王政復古の宣言

○同四年（明治元年）一八六八）3／13王政復古・祭政一致・神祇官再興の理念、全国の神社・神主の神祇官附属の原則を布告→神仏分離、廢仏毀釈へ連なる諸政策へ 3／28礼拝対象の神仏分離を定める（大權現などは不可）4／1山王日吉社で暴力的廢仏毀釈事件→不穏な風聞流布、このころ足利でも寺院の廃止統合すすむ 閏4／19神社・寺院の領地高改正につき旧幕府判物を内国事務局へ返上すべき旨の布告 閏4／21神祇官再興 5／19寺社奉行を含む三奉行廃止 5／24寺社領支配を府県に変更 6／28寺の旧幕府判物を至急回収するよう府藩県へ通達
11姫路藩主、版籍返上を上表

○明治二年（一八六九）1／20西南四藩主、版籍奉還上表 6／17政府、版籍奉還を断行 7／7職員令を制定し大規模官制改革 8／11民部・大蔵両省を併せる

巷間には暴力的廢仏毀釈、寺領没収、廢寺などの噂が流れ、長林寺住職と檀中惣代が不安と恐怖を増幅させていたことは容易に想像されます。住職・檀中惣代は、寺領維持のために、徳川將軍家以外の権威と結びつく新しい歴

史を早急に発見する必要があつたわけです。歩諱の明治初期由緒書（b～e）は、「連綿之由緒」を自己防衛の武器とするために、創建年代をより古く設定し、室町幕府や上杉謙信との結びつきを主張しました。しかしその逆に、寺号変更は家康の祐筆の間違いとすることで、徳川政権による天正十九年朱印状の評価を下げてみせたといえるでしょう。

以上のように、徳川時代と「御一新」の時期、つまり由緒書の成立した時期によつて、同じ事実を根拠にしながら違う結論（伝統）が導き出されていました。歩嶽のいう永正年間創建説では輪住と創建が接近しすぎているのは確かだと思います。

嘉吉三年説の根拠

嘉吉三年（一四四三）創建説（ハ説）の根拠は、東林寺宛の妙高庵文塊書状（年未詳、真正の書状なら一四九〇年前後のもの）と考えられます。

しかし、他の文塊書状の筆跡と比較してみると、形態は似ていますが、終筆部分と筆勢が異なります。しかも、曹洞宗文化財調査委員会の解題においても、これを近世文書と推測しています。つまり誰の手によるものか分かりませんが、妙高庵文塊書状は偽作の可能性が高く、ひいては嘉吉創建説にも疑問を差し挟まざる得ません（f 戦後由緒書もこの説を否定しています）。

とはいえ、偽文書のなかにも史実は影を落としています。歩麟が長林寺を守るためにより古い「伝統」を求めたこと、法灯を守り抜こうとした努力の痕跡は理解できるように思います。

本報告の目的は東林寺の創建年代をさぐるものではありませんが、以上の検討から、東林寺の創建は、長林寺最古の延享三年由緒書の永正年間（一五〇四一二）創建説より古い可能性はあるけれど、嘉吉三年（一四四三）ま

ではさかのぼれないとだけはいっていいかも知れません。

(2) 禅師号

ふたりの特賜禅師

歩麟の明治十九年由緒書（f）と昭文の戦後由緒書（g）には、ふたりの特賜禅師が登場します。おひとりは開山天助高順「勅特賜長雲明徳禅師」、もうおひとりは中興開山源室永高「勅特賜心宗正統禅師」です。

ただ、この特賜禅師号は前の由緒書にはみえないもので、明治十九年以降、唐突に出てきた印象がぬぐえません。また、おふたりの存命した中世後期（近世初期は、「虚官」の禅師が多かつたといわれています（『諸宗勅号記』）。

永高に特賜禅師号を勅許した天正七年（一五七九）六月十七日の「勅書」が残っています。真正の勅書なら正親町天皇が発給したということになります。しかし、禅師号勅書は「黄紙」（黄麻紙か。光沢のある鮮やかな黄色の紙）のはずなのですが（『諸宗勅号記』、現存する勅書あり）、永高の勅書は残念ながら段ボール紙のような薄茶色です。また、文面二行目の「永高」は別の文字を抹消した滲みの上に書かれていますし、末尾の禅師号は「源室正統禅師」となつていて由緒書の「心宗正統禅師」とは異なります。そして何よりも問題なのは、一行目に「福聚山」の山号があることです。東林寺なら「金剛山」のはずですが、長林寺の山号が書かれているのです。以上の検討から、永高の勅書は偽文書と言わざるをえません。永高の特賜禅師号勅許に証拠がないことを逆に証明してしまいます。天助の特賜禅師号にも証拠はありません。

偽勅書の作者は不明ですが、ここでもひとつ史実が浮かび上がります。法燈を守り抜くために権威ある「歴史」を創造しようとしていたという史実です。網野氏の研究以来指摘されているように、偽文書は由緒や系図を語るた

めに作られるのです。

歩麟の時代

では偽文書と密接にかかわった明治十九年由緒書を作成した歩麟は、「いかがわしい僧侶」でしょうか。「悪徳僧」でしょうか。私はそうは思いません。歩麟がおかれた時代状況を略年表で確認しておきましょう。

○明治四年 (一八七一) 1／5 寺社領没収 7／14 廃藩置県 8／23 賤民廃止布告 10／8 郷士・百姓・

町人由緒地地子免除廃止布告

○明治五年 (一八七二) 3／14 神祇省を廃し教部省を設立、大教院体制

○明治六年 (一八七三) 1／10 徵兵令 7／28 地租改正条例布告

○明治十七年 (一八八四) 8／11 教導職を廃し、各仏道管長に宗派内の進退を委任、宗制編成等を下命

○明治二十二年 (一八八九) 帝国憲法公布 (第二十八条「信教ノ自由」)

明治十九年前後、「自由」を介して超越的な権威としての天皇が君臨する日本近代国家が形成されています。このころには、廢仏的風潮は消え仏教界最大の危機は過ぎ去つていましたが、長林寺は寺領を上地され経済的にかなり逼迫していました。そのような状況のなか、明治十七年(一八八四)四月八日に歩諱が示寂し、弟子の歩麟が後住に就任することになったのです。新しい宗制を編成した曹洞宗教団内での地歩を固め、寺格を保持したい、新米住職の歩麟と檀家総代はそんな思いを秘めながら、「寺籍財産明細帳」を曹洞宗宗務局に提出したはずです。この時期、法灯を守護する至上の権威は天皇以外にありません。「開創」で天皇と結びつく権威ある「歴史」を創造することで、長林寺とその檀家中は自ら近代天皇制国家の血肉と化していくのです。この責めを歩麟だけに負わせるのは酷だといえるでしょう。

IV 上杉伝説の成立と伝播

(1) 上杉伝説の成立

長くなつてしましましたが、最後に上杉伝説についてお話しさせて下さい。下野国山川の地になぜ越後の戦国大名上杉謙信にまつわる伝説が存在するのでしょうか。謎解きの糸口は、中興開山源室永高の物語にあります。源室永高は戦国乱世に東林寺（長林寺）の命脈を保つた人物です。各由緒書が彼をどう評価したか、それが問題です。

江戸時代にはなかつた上杉伝説

延享三年由緒書では、永高は天正十九年に東照神君より朱印状を頂戴し、東林寺を長林寺に改めてもらつた人物として描かれています。しかし、門派内または地域社会における「東林寺」の最後の使用例は、元禄七年（一六九四）ですし（宝積寺文書）、「長林寺」の使用例は、宝永七年（一七一〇）の「報恩院輪住帳」からみられるようになります。宝永七年の輪番住職は延享三年由緒書を書いた歩嶽自身です。寺号変更時の住職は歩嶽である可能性が高いといえるでしょう。

しかし歩嶽は、現存する天正十九年以前の古文書を一切封印し、長林寺の起源は「天正年中」とすることで、長林寺と徳川家とを結びつけたのです。歩嶽にとつて永高は、長林寺と徳川家康をつなぐ「触媒」であつて、永高が他の何者か、例えば上杉景虎などに変化する必要はなかつたということです。

ところで、現在の長林寺には文政元年（一八一八）以降に成立した「扶桑歴代当山末山歴住年鑑」と題される史料があります。分厚い年鑑をめくると、過去帳を編年整理した「年分過去帳」という項目がありまして、そのなかには「年号無之分」とされる「七代中興以後ノ亡靈」の書き付けが見られます。そのなかの一柱に「泰翁正安庵主晦日／川田先祖」という記載があるのですが、実はこれが重要なのです。さらに、年代判明分過去帳の欄には、ス

ペースがないところにいささか無理をして「泰翁正安庵主川田豊前守／天正十六年三月二十九日」と加筆してあるのです。この加筆は過去帳の他の部分とは明らかに異なる筆で、間違いなく戦後の昭文大和尚の筆跡です。つまり、文政年間以降になつても、山川村長林寺の寺領百姓川田家の先祖「泰翁正安庵主」と上杉謙信の重臣河田長親は、まだに結びついていなかつたということです。言いかえるならば、江戸時代後期の山川村と長林寺の周辺には、上杉伝説が成立していなかつたことになります。

「御一新」と“長林寺史”的創造

明治元年（一八六八）、御一新で寺領没収や暴力的廃仏毀釈があるという噂が流れて、僧侶や地域住民の間に不安と恐怖がつのつていたことは既にお話ししました。「徳川の権威」は失墜してしまいましたから、前年まで「お寺の箔」だったはずの徳川家康と結びつく由緒はもはや危険物でしかなくなつてしましましたから、全国のほとんどのお寺は自己変革の必要性に迫られました。

長林寺の自己変革の試みは、歩嶽の延享三年由緒書（a）で完全に封印された戦国時代の古文書の「再発見」によつて始められました。歩諱と檀中惣代は、徳川開幕以前にさかのぼるはずの長林寺（東林寺）の歴史を見直していきます。

長林寺に伝来する戦国時代の古文書には、永禄七年二月七日柿崎景家書状（署名・柿崎和泉守景家）、同年二月八日上杉輝虎書状（署名・輝虎）、同年二月九日河田長親制札（署名・豊前守）、同年同月日由良成繁判物（署名・雅楽助成繁、本文中に「義昭御制札」「簾本之奉行河田豊前守」の文言）があります。

歩諱と檀中惣代は血眼でこれらを読んだに違いありません。「輝虎」から源室永高と上杉謙信との関係を思い、河田長親を寺領百姓の川田家の由緒と重ね合わせたのです。当時のベストセラー『日本外史』にも河田長親は「川

「田長親」と書かれているくらいですから、カワの一字の違いはほんと気にならなかつたのでしょうか。天正十三年（一五八五）に戦場となつた常陸小葦を脱出し下野山川に東林寺を再建できたのは、中興開山永高が実は上杉景虎で父謙信の外護を受けられたからじゃないか、だから重臣の河田は東林寺建立奉行兼守護奉行として派遣されて山川に土着したんだ。それだけじゃない。「義昭御制札」とも書かれている。東林寺は室町幕府十五代將軍足利義昭の帰依を受けていたのかも知れない。このあたりは足利氏の本貫だから、きっとそうに違ひない。

そんな具合に、不安と恐怖のなかにあつた歩諒と檀家惣代は、常ならぬ想像力で「歴史像」を練り上げ、そして上杉伝説を紡ぎあげていつたのでしょうか。

しかし、現代歴史学の成果に照らしてみれば、明治初頭に創造された“長林寺史”も上杉伝説も、丸ごと史実といつて済ますわけにはいきません。例えば年未詳由緒書（b）では、天正十三年（一五八五）に謙信が山川東林寺を再建したことになっていますが、実際には天正六年（一五七八）に謙信は病死していますし、その翌年には景虎も自刃して果てています。それだけではありません。各由緒書はそれぞれ、中興開山たる永高にあれもこれもと様々な役割を負わせていますから、寺伝上の永高は常識的な寿命の範囲を超えた歴史的活躍を強いられています。そのため由緒書は、史実との食い違いを修正しようとして、書き換えるたびに年代設定を変更しているのです。

とはいっても、先ほど関幸彦氏が指摘されたように、長林寺所蔵の戦国文書は、岡見氏と多賀谷氏の戦場になつた東林寺が、金で平和（河田の制札）を買った時の一連の文書で、軍勢の乱暴狼藉を停止する制札を買う戦国期の習慣や制札発給までのシステムを実によく伝える良質の史料群です。長林寺はもとより戦国史研究にとつて、きわめて貴重な古文書といえるでしょう。しかも真正の文書とみられます。だとすると、これらの戦国文書群は、明治初頭の歩諒や檀中惣代の期待とは裏腹に、上杉氏・東林寺関係は外護者・寺院関係でも支配・被支配関係でもない

ことの証拠になつてしまふのです。たとえ謙信が下野に影響力を及ぼしていたとしても、自らの支配領国でもない足利で、謙信が寺院の再開基になるとは考えにくいことです。上杉伝説と史実とは別次元のこととして扱わなければならぬといえるでしょう。

ただ、今回の報告でもつとも注目すべきなのは、由緒や伝説が史実と違うということなどではなく、真正の古文書を根拠にして時代に照應する「歴史像」、つまり由緒書が創造され、その創造過程なし完成後に伝説が生み出されていくという事実です。

(2) 上杉伝説の伝播

足利郡山下村には、長林寺の末寺の長松寺があります。このお寺も明治三年（一八七〇）三月に日光県宛の由緒書を書いているのですが、そのなかには興味深い記述がみられます。簡単に粗筋を紹介しましょう。

源室永高は上杉謙信の血縁「川田豊前守長親」が剃髪した者。永高は謙信の帰依を受け小茎郷東林寺開山となる。元亀元年（一五七〇）、兵火で堂塔は焼失し永高は漂泊。謙信の力で東林寺は山川村に再建される。その後、永高は山下村長松寺の大破を嘆き、謙信を仲介に足利義昭に再興を依頼。永高は長松寺へ移転して同寺の中興開山となる。永高は当寺で遷化。

これは上杉伝説です。長林寺の明治元年由緒書（c）と同二年由緒書（d・e）、それから年未詳由緒書（b）の内容が、変形しながら長松寺の由緒書へ入つていつたことは明らかです。上杉伝説を誰がどのように山下村なりに長松寺に伝えたのか、口承による（物語の変形は伝言ゲームのようにして生じた）のか、はたまた長林寺と連繋して類似の伝説を日光県へ伝えたものなのか。いまはまだ解明できません。しかし、上杉伝説が長林寺や山川村の外に流出したことは間違いない事実です。足利周辺地域には、あるいはまだ知られざる上杉伝説が見出されるかも

しません。

長林寺と長松寺の由緒書は、あわせて伝説の成立と伝播の一形態を示してくれる貴重な史料群というべきでしょう。

V おわりに

明治四年一月五日、長林寺は境内地を除くすべての土地を収公されました。長林寺と檀家・地域住民だけでなく、曹洞宗教団をはじめ他の宗教団体・信者も、日本近代化を構想する政治改革の波に飲み込まれていきました。長林寺と檀中惣代は、その苦難を乗り越えるために中興開山源室永高を中心とする由緒書を作成したわけですが、その行為は徳川の権威と決別し、自らを近代天皇制国家に溶解することでもあつたのです。しかしながら、時の権力におもねるかに見える『寺史』の創造活動は、近世に封印されていた東照神君（徳川家康）以前の古文書を「再発見」させ、同時に口承されてゆく上杉伝説を紡ぎ出すものであつた点で、きわめて興味深い歴史の一齣なのです。

寺院由緒書には本末関係、寺領、寺格などの維持・回復とかかわって作成されるという特徴がありますが、全体社会の動向・地域社会との関わりと無関係でなければならないというところは、家や村が語る由緒と共に通しています。ただ長林寺の由緒書の場合、明治維新を境にして『寺史』としての体裁を整えています。それがどのような理由によるのかは、今後さらに検討しなければならない課題です。

七点の長林寺由緒書は、ひとつの寺院の由緒が時とともに変化してゆく様相を、鮮やかに示してくれるきわめて貴重な系譜伝承資料群だと思います。

また、由緒書をはじめとする系譜伝承資料を裏付けるために、古文書（偽文書）が創作されるという事実は、こ

これまでの研究でも指摘されてきましたが、今回の報告では、自画像の作者が真正の古文書から「歴史」や「伝説」を創造していたこと、通常、口承資料と思われる伝説が文字を介して成立したり流布したりする場合のあることを紹介できたと思います。文字資料であれ口承資料であれ、系譜伝承資料は、移ろいゆくそれぞれの時代のそれぞれの「守るべき自己」の痕跡です。史実か虚構かにかかわらず、それ 자체として大切にされるべき資料であり、文化遺産であるといえるでしょう。

〈付記〉由緒はアイデンティティーであり、『歴史的な鎧』であるといえます。鎧を脱ぐには勇気が必要です。由緒書研究を許してくださいました御住職の矢島道彦氏には感謝し、長林寺がさらに多くの皆様の心のよりどころとなることをお祈り申し上げます。

本報告は、石井進監修『下野山川長林寺乃研究』（新人物往来社）掲載予定の拙稿「地方小本寺の由緒と伝説」を基礎に、若干の新しい論点を付け加えたものです。